

令和4年3月1日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2. 計画内容

【目標1】

女性の育児休業取得率100%を維持できるよう育児休業等を取得しやすい職場環境づくりを図る。また、取得後も業務体制の見直し等働きやすい職場環境づくりを図る。

<対策>

令和4年4月～ 取得状況について実態を把握する

令和4年5月～ 問題点や改善点がないか検討し、あった場合は取組みを実施する

【目標2】

産前産後休業、育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など諸制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

令和4年4月～ 法に基づく諸制度の調査

令和4年5月～ 制度に対する相談体制を整備し、職員へ周知

【目標3】

若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進を図る。

<対策>

令和4年度～ 受入れ体制を検討し、関係機関と連携して実施する

社会福祉法人こうけん会

理事長 摩郷 久美子

令和4年3月1日

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が就業生活において、その希望に応じて能力を発揮し、活躍できる環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2. 目標

その他の職種（介護職以外）の男女の平均継続勤務年数の差異を63.1%から75.0%にする。

3. 取り組み内容

利用可能な両立支援制度に関する労働者・管理職への周知徹底

社会福祉法人こうけん会
理事長 摩郷 久美子